

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

| 経済局  | (令和元年度)  |  |
|--|--|--|
| 監査結果<br>(指摘事項)   | 改善措置   |  |
| <p>【指摘事項⑧】入居企業からの提出書類の不備について</p> <p>東北大学連携型起業家育成施設（T-Biz）には、平成31年3月末時点で24社が入居している。入居企業はそれぞれ、補助金の交付を受けるために補助金交付申請内訳書の作成が求められる。市では、事後的に妥当性検証を実施し補助金交付決定書を作成している。</p> <p>監査の過程で、当該一連の資料を確認したところ、入居企業からの申請書に誤りがある状態のまま保管されているものがあった。誤りの内容としては、4月から3月までの交付金申請額の合計が合致しない、居室面積と補助金単価の合計が整合していない、仙台市以外の市区町村からの補助金助成金の収受状況を記すためのチェックボックスの記載が誤っている等の事項が散見された。</p> <p>入居企業からの補助金交付申請内訳書の誤りが修正されずに放置されている状況に鑑みると、交付申請の審査自体が適切に行われていないのではないかとの疑念が生じる。また仮に、担当部局の確認作業が多くなっているのであれば検証作業が煩雑になり、支給金額自体の誤りが発生するおそれが高まる。</p> <p>補助金支給の正確性を確保するために、審査は適切に行う必要がある。その前提として、書き損じのある書類については、是正を求めるべきであるし、事後的に有効に検証するためにも是正された状態で保管すべきである。</p> <p>【指摘事項⑨】要綱違反について（事業化報告書の提出日）</p> <p>仙台市東北大学連携型起業家育成施設</p> | <p>提出書類の誤りについては是正を求め、審査に関わる部分に不備のないことを確認して保管した。また、令和2年度から補助金交付申請内訳書に申請額根拠の欄を設けたほか、記入例を新たに作成するなどの改善を行うとともに、チェックシートによる確認を徹底することとした。</p> <p>事業化の状況の報告期限を現実に即し</p> |  |

入居企業等補助金交付要綱（成果の事業化）第23条の1号から3号では、事業化に努める旨が規定されている。また、事業化の状況について書面をもって仙台市長に報告が求められるものの、その提出期限は毎会計年度終了後20日以内と規定されている。

この点、書面を確認した結果、実際に東北大学連携型起業家育成施設（T-Biz）の入居企業から送付される報告書（仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助事業 事業化報告書）は、全ての企業で事業年度終了後20日を超過している状態であった。更に言及すると20日を大幅に超過して、2カ月超の提出となっているものもあり、要綱が順守されておらず不当である。

報告がタイムリーになされないと、補助の評価をタイムリーに行うことは期待できない。形式的な違反であっても、これが常態化すると規範の崩壊にもつながりかねず、その結果として、業務上の重大な不備につながる可能性もないとはいえない。補助効果の検証を適時適切に行うため、違反の状態は改善する必要がある。一方で、もし規程自体が現実と乖離しているのであれば、報告の実態に合わせて例えば提出期限を事業年度終了後2カ月程度と規定する対処が考えられる。

たものとするため、令和2年度から、報告期限を「毎会計年度終了後60日以内」に改め、期限内に提出するよう周知徹底するとともに、全ての企業から提出されたことを確認することとした。